

令和 6（2024）年度農村地域雨水流出抑制対策基本指針策定業務委託  
公募型プロポーザル実施要領

1 業務の概要

(1)業務名

令和 6（2024）年度農村地域雨水流出抑制対策基本指針策定業務委託

(2)業務の目的

令和元年東日本台風など多大な被害を与える集中豪雨が頻発する中、農村とその下流域における水害リスクの軽減を図るため、荒川流域の浸水被害状況や農業生産基盤、営農状況等を調査し、水災害リスクや営農状況を踏まえた地域ごとの対策の重要度、あり方を設定するとともに、流域関係者の合意形成の根拠となる対策の効果（定量データ）を示し、荒川流域の基本指針として取りまとめる業務を実施する。

(3)業務内容

別添「令和 6（2024）年度農村地域雨水流出抑制対策基本指針策定業務委託仕様書」のとおり。

(4)契約金額の上限

18,645,000 円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

(5)予定契約期間

契約締結の日から令和 7（2025）年 3 月 14 日（金）までとする。

(6)担当所属及び書類提出先等

書類の提出先、質疑先及び受付時間は次のとおりとする。

- ・所属：栃木県農政部農地整備課水利保全担当（栃木県庁本館 11 階）
- ・住所：〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田 1 丁目 1 番地 20 号
- ・電話：028-623-2369／FAX：028-623-2378
- ・E-mail：nochi-seibi@pref.tochigi.lg.jp

※受付時間：土日・祝祭日を除く午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

2 プロポーザルに参加するために必要な資格

次の要件を全て満たす民間企業、NPO 法人（特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に定める特定非営利活動法人）、その他法人又は法人以外の団体等で、県からの委託事業を的確に遂行する能力を有するものとする。

- (1)地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者でないこと。
- (2)競争入札参加資格等（平成 8 年栃木県告示第 105 号）に基づき、入札参加資格を有すると決定された者であること。
- (3)令和 6（2024）年 5 月 17 日から令和 7（2025）年 3 月 14 日までの間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成 22 年 3 月 12 日付会計第 129 号）に基づく指名停止又は指名保留期間中でない者であること。

- (4)会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5)栃木県暴力団排除条例（平成 22 年栃木県条例第 30 号）第 2 条第 1 号又は同条第 4 号の規定に該当する者でないこと。
- (6)国、地方公共団体等が発注した類似業務に関し受注実績があり、確実に履行できる者であること。

### 3 公募型プロポーザルの手続き

#### (1)予定される実施スケジュール

- |                   |                           |
|-------------------|---------------------------|
| ① 実施要領等の公表（公告開始日） | 令和 6（2024）年 5 月 17 日（金）   |
| ② 実施内容等に係る質問書提出期限 | 令和 6（2024）年 5 月 23 日（木）   |
| ③ 質問に対する回答        | 令和 6（2024）年 5 月 28 日（火）   |
| ④ 参加表明書等提出期限      | 令和 6（2024）年 5 月 30 日（木）必着 |
| ⑤ 企画提案書等提出期限      | 令和 6（2024）年 6 月 11 日（火）必着 |
| ⑥ プロポーザル審査会       | 令和 6（2024）年 6 月下旬（予定）     |
| ⑦ 審査結果の通知・公表      | 令和 6（2024）年 7 月上旬（予定）     |

#### (2)実施内容等に関する質問

本要領や業務委託仕様書の内容等について質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書（別記様式 4）を農地整備課水利保全担当宛てに電子メール又は FAX により提出すること。なお、本要領及び業務委託仕様書に係る内容以外の質問は受け付けない。

#### (3)質問に対する回答

質問及び回答事項を取りまとめの上、令和 6（2024）年 5 月 28 日（火）までに栃木県（以下「県」という。）ホームページに掲載する。

#### (4)参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書（別記様式 1）、会社等概要（別記様式 2）、統括責任者及び担当者報告書（別記様式 3）を作成し、書留郵便により提出することとし、令和 6（2024）年 5 月 30 日（木）必着とする（必ず郵送後の到着確認を電話にて行うこと）。

#### (5)企画提案書等の提出

##### ① 提出書類

企画提案書 7 部（正本 1 部、副本 6 部）提出し、規格は A 4 版とする（審査の公平を期すため、副本には参加者名を記入しないこと）。

なお、書式等は任意であるが、次の事項を含めて作成すること。

(ア)企画提案内容

(イ)業務実施体制

(ウ)業務工程表（スケジュール）

- (エ)経費の積算（概算）
- (オ)その他の参考資料
- ② 提出期限 令和6（2024）年6月11日（火）必着とする。
- ③ 提出方法 書留郵便により提出すること。
- ④ その他
  - (ア)企画提案書等提出期限経過後の書類の差し替えは認めない。
  - (イ)応募に不備があった場合には、審査の対象とならないことがある。
  - (ウ)企画提案書等の書類は、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号）に基づく情報公開の対象となり、開示することがある。
  - (エ)企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
  - (オ)企画提案書に含まれる著作権、特許権などの日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は提案者が負う。

#### 4 審査方法等

##### (1)審査基準

別表「審査基準」のとおり

##### (2)審査方法

県が設置する選定委員会が、審査基準に基づき参加者から提出された企画提案書等に基づき審査する。プレゼンテーションの開催日時、場所及び実施方法等については、参加者に対し別途通知する。

なお、書類審査で足りると選定委員会の長が判断した場合はプレゼンテーションを実施しないこともある。

プレゼンテーションを実施しない場合は、その旨参加者に対し別途通知する。

##### (3)委託候補者の選定方法

- ① (2)の審査において、最高点と評価した審査員が最も多かった者を委託候補者として選定する。ただし、別表「審査基準」において、提案がない審査項目があった者は、評価に関わらず失格とする場合がある。
- ② ①の最高점에該当する参加者が複数あった場合は、選定委員会で審議の上、委託候補者を決定する。
- ③ 参加者が1者の場合、審査で算出された点数を参考に、選定委員会が審議により総合的に評価を行い、評価の高い提案と判断された場合は、委託候補者として選定することができることとする。
- ④ 選定委員会は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

##### (4)審査結果の通知

審査結果は、全ての応募者に、選定委員会後1週間以内に文書で結果を通知するとともに、県ホームページで公開する。

## 5 契約手続

委託候補者と県の間で、委託内容、経費等について契約の交渉を行い、協議が調った場合は委託契約を締結する。

## 6 支払条件

業務完了確認後の精算払とする。

## 7 その他

- (1) 企画が採用された委託候補者は、県と協議の上、栃木県財務規則等の関係法令等の規定に基づき、委託契約を締結するものとする。
- (2) 事業の成果は全て県に帰属する。
- (3) 応募に必要な経費は、応募者の負担とする。
- (4) 提出された書類は返還しない。